

## 公共施設等総合管理計画策定に向けた意識調査にご協力を

市が保有する公共施設の多くは老朽化が進んでおり、今後、維持管理などの費用が増加すると見込まれています。

そこで、公共施設のより効果的・効率的な管理運営を図るため、公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定します。

この計画を策定するにあたり、市民の皆さんの公共施設に関する考えや意見を把握するため、調査を実施します。無作為に抽出した16歳以上の市民の方3000人を対象に、調査票を1月末に郵送しましたので、ご協力をお願いします。

☆詳しくは、企画政策課へ。

## 新型インフルエンザ等対策行動計画を策定

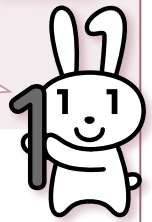
新型インフルエンザなどへの対策に関する市の基本的な方針となる計画を策定しました。

計画書は、市ホームページに掲載しているほか、あいぽっく、市役所総合案内カウンター・行政資料コーナー、東部出張所、市民交流センター、松原町コミュニティセンター、勤労商工市民センター、各高齢者福祉センター、環境コミュニケーションセンター、水道部、各市立会館、総合スポーツセンター、市民図書館、KOTORIホール(市民会館)・公民館でご覧いただけます。

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126 へ。

## マイナンバー制度(社会保障・税番号制度) 通知カードを受け取っていない方へ

お早めに受け取りを



マイナちゃん

個人番号カードの交付申請書などを同封した通知カードは、転送不要の簡易書留で送付しています。郵便物の転送手続きをしている、不在だったなどの理由で受け取れなかった方の通知カードは、市役所に返送されています。

本人確認書類を持って、マイナンバーカード臨時窓口(市役所202会議室/土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)へお越しください。

### 【本人確認書類】

- \* 1点でよいもの=運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、在留カード、身体障害者手帳(いづれも現在の住所・氏名の記載があるもの)など
- \* 2点必要なもの=健康保険証、年金手帳など

### ◎通知カード交付のための休日窓口を開設

【期日】 2月14日(日)・28日(日)

3月13日(日)・27日(日)

【時間】 午前9時～午後4時

【場所】 マイナンバーカード臨時窓口(市役所202会議室)

### お問い合わせはこちらへ

昭島市マイナンバーコールセンター  
☎042-519-2210

## 市・都民税、所得税の申告をする方へ

### ◎高齢者の障害者控除対象者認定書を発行します

次のすべての認定要件に該当する65歳以上の方に、市・都民税、所得税の申告に必要な障害者控除対象者認定書を発行します。

#### ◇認定要件

- \* 身体障害者手帳などを持っていない(お持ちの方は申告時に手帳の提示により控除可)
- \* 介護保険の要介護認定(要介護1～5)を受けている

### ◎国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

昨年1月～12月に納めた国民年金保険料と国民年金基金の掛金は、市・都民税や所得税申告のとき、社会保険料控除の対象になります。

申告には、昨年11月に日本年金機構から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付してください。控除証明書に記載された月分以外にも納付した方は、その領収証書も添付してください(家族の分を納付した場合も含む)。

\* 市の障害者控除対象者認定基準に該当する(事前に介護福祉課認定担当に問い合わせを)

◇申請 介護保険証と印鑑を持って、市役所介護福祉課へ  
※代理人の方は、身分証明書、印鑑、申請者の介護保険証をお持ちください。

☆詳しくは、介護福祉課認定担当へ。

また、昨年10月1日～12月31日に、昨年中初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に日本年金機構から控除証明書を送付します。

☆国民年金について詳しくは、  
控除証明書専用ダイヤル ☎0570-058-555(3月15日まで)、または、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

☆国民年金基金について詳しくは、東京都国民年金基金 ☎0120-65-4192へ。